

日本シルク学会表彰規程

第1条 本学会は蚕糸・絹・絹蛋白加工・絹利用に関する優れた技術・研究に対して日本シルク学会賞（以下、学会賞とする）、日本シルク学会優秀論文賞（以下、論文賞とする）、及び日本シルク学会若手奨励賞（以下、若手奨励賞とする）を贈呈し、これを表彰する。

第2条 学会賞及び論文賞は、各年ごとにそれぞれ授賞対象2件以内とする。若手奨励賞は1件以内を対象に授与する。授賞者には通常総会において表彰する。

第3条 学会賞及び論文賞に関わる経費は会費及び指定寄付に関わる資金の収益その他をもってこれに充て、若手奨励賞に関わる経費は学術奨励基金その他をもってこれに充てる。

第4条 学会賞の対象は、①日本シルク学会研究発表会の口頭発表（シンポジウム、特別講演を含む）、②日本シルク学会誌の論文、③蚕糸・絹の科学・技術に関する調査、研究、指導及び普及の発表とし、論文賞及び若手奨励賞の対象は、当該年度の日本シルク学会誌に掲載された論文とする。

第5条 会長は会員中から賞選考委員候補者を13～15名程度を挙げ、委員会の承認を経て賞選考委員を委嘱する。賞選考委員会には、会長、副会長がこれに参加し、会長が委員長となる。ただし、授賞候補者に会長、副会長が含まれた場合は、当該者は賞選考委員から除く。

第6条 学会賞は日本シルク学会編集委員会及び会員の中から推薦された候補者の中から賞選考委員会が選定し、本会委員会の議を経て決定する。

第7条 論文賞及び若手奨励賞授賞候補論文は、編集委員会が推薦し、賞選考委員会を選定した後、本会委員会の議を経て決定する。

第8条 この規程は総会の議決を経て変更することができる。

附 則

1. この規程は平成5年12月3日より実施する。
2. 平成13年4月1日一部改正。
3. 平成17年12月2日一部改正。
4. 平成23年5月20日一部改正。
5. 令和6年11月22日一部改正。